６健福政第172号

令和６年（2024年）11月25日

一般社団法人長野県医師会長

　一般社団法人長野県歯科医師会長

　一般社団法人長野県薬剤師会長

　公益社団法人長野県看護協会長　　　　　　様

　一般社団法人長野県助産師会長

　特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会長

　一般社団法人長野県歯科技工士会長

長野県健康福祉部長

令和６年医師等医療従事者の届出について（依頼）

　日ごろ、本県の健康福祉行政の推進にご理解をいただき、感謝申し上げます。

　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の届出については、医師法第６条第３項、歯科医師法第６条第３項、薬剤師法第９条、保健師助産師看護師法第33条、歯科衛生士法第６条第３項及び歯科技工士法第６条第３項の規定により、２年ごとに行うこととされており、届出による情報を活用して公的統計の集計及び公表を行っています。

　本年は届出の実施年に当たるため、下記により届出を実施しますので、届出が円滑に行われるよう貴会のご協力をお願い申し上げます。

記

１　届出の目的

　　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の分布並びに就業の実態を把握し、厚生労働行政の基礎資料を得る。

２　届出対象者

（１）国内に住所がある医師、歯科医師及び薬剤師

　（２）業務に従事している保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士

３　届出時点　　　　　令和６年12月31日現在

４　届出期間（予定）　令和６年11月25日から令和７年１月15日まで

５　届出方法

　　令和４年度から、国の「医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）」による「オンライン届出」が可能となりました。

　（１）オンラインによる届出

　　　　・　簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、特に病院、市町村につきましては、可能な限りオンライン届出をご活用願います。

　　　・　「届出システム」の操作マニュアル等については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

　　　・　前回（令和４年度）届出を行っている機関は前回のＩＤを使用して入力を行ってください。なお、新たにＩＤを新規で発行すると、前回のＩＤの情報は引き継がれませんのでご注意ください。

　　　・　看護職員の業務従事者届については、今回調査より看護職キャリア情報の入力が可能となりました。届出システムに入力いただいた情報及び看護職キャリア情報は、看護職本人の同意のもと、ナースセンター（県が設置し県看護協会が運営。看護職に対するスキルアップに資する情報提供・職業相談、無料紹介事業等を実施）への情報連携が可能となりますので積極的にご活用下さい。

　（２）紙による届出

　　　・　「オンライン届出が困難な場合」又は「医療機関等に従事していない医師、歯科医師及び薬剤師」については、従来どおり紙による届出となります。

　　　・　届出票については、厚生労働省又は県のホームページからのダウンロードにより入手し、保健所あて提出してください（ダウンロードが困難な場合は、保健所から届出票をお送りしますので、保健所にご連絡ください。）。

６　その他

〔厚生労働省ホームページのURL〕

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html>

〔県ホームページのURL〕

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/20201126.html>

〔保健師・助産師・看護師・准看護師関係〕

医師・看護人材確保対策課　看護係

（担当）瀧澤、下原、林

電　話 026-235-7142（直通）

026-232-0111　内線2622

ﾌｧｸｼﾐﾘ 026-235-7377

E-mail kango@pref.nagano.lg.jp

〔歯科衛生士・歯科技工士関係〕

健康増進課

（担当）小出

電　話 026-235-7112（直通）

026-232-0111　内線4111

ﾌｧｸｼﾐﾘ 026-235-7170

E-mail kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

〔医師・歯科医師・薬剤師関係〕

健康福祉政策課　企画調整係

（担当）土屋

電　話 026-235-7093（直通）

026-232-0111　内線2337

ﾌｧｸｼﾐﾘ 026-235-7485

E-mail kenko-kikaku@pref.nagano.lg.jp